



# テミス通信

第 6 号 / 2013年11月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



中之島公会堂

11月に入り、季節は、帳尻を合わせるように、美しい紅葉を見せてくれています。  
みなさま、いかがお過ごしでしょうか。

今年は、日本シリーズで楽天ゴールデンイーグルスが日本一となり、  
にわか楽天ファンの私も、その瞬間、胸が熱くなりました。

誰かのためにと想着すると、人は頑張れるものだと改めて思いました。

東北大震災で、今も辛い思いをされている方々、そして日本中の人々の心に、  
感動を届けてもらったことを忘れません。

今年最後となります、テミス通信第6号を、お届けします。

(佐井 恵子)

## お正月休みのお知らせ

少し早いですが、年末年始のお知らせです。

平成25年の業務は12月27日(金)をもって終了いたします。

平成26年は、1月6日(月)より通常業務を開始いたします。

年内に完了させたい登記事件のご依頼は、12月16日までに。

贈与をお考えの方は、お急ぎ下さい。



テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

## 佐井事務所に依頼してどうでした？ ときどき！！アンケート

ふと、佐井事務所はお客様のおひとりおひとりのニーズに十分お応えできているのだろうかと考えることがありました。あれこれ思案しているより、直接お客様にお尋ねしようと、平成22年より始めたのが「アンケートのお願い」です。

厳しいお言葉も覚悟の上でスタートしました。今でも、開封するまでドキドキですが、面倒なお願いにも、殆どのお客様が答えて下さって、中には、励ましや感謝の言葉をいただくこともあり、所員一同に回覧させていただいております。

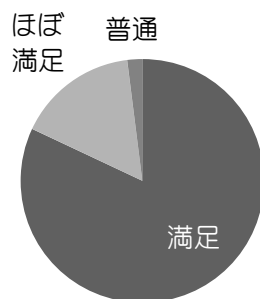
せっかくのコメントには、業務の改善に役立てたいものや、こういったことを良しと考えて下さっているのだと気づくことがあり、勉強になり、また、励ましとなっております。

佐井司法書士事務所に頼んで良かった。更には、大切な方に薦めようとまで思っていただけの事務所になるよう、所員一同励んでまいります。

今回のアンケート結果のご報告は、中間点としてご覧下さい。

(佐井恵子)

### 満足度（期間）

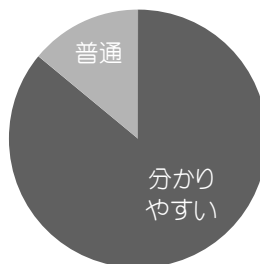


#### Q1 仕事を依頼したのち書類の作成・受け渡しまでの期間

(お客様の声)

- 期限が差し迫った依頼に対し、迅速な対応をお取り下さり、感謝します。
- 書類のチェックにもうひと頑張り必要かな、と思います。  
(→チェックする項目をリストアップして確認するようにしました。)
- 早く正確でした。
- 法務局に要する期間は分かりませんが、少し待ちました。  
(→時間がかかっているときは、経過報告を入れるようにしました。)

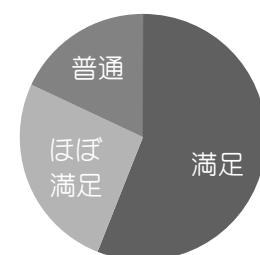
### 分かりやすさ



#### Q2 手続きの内容説明、お客様側でご用意いただく書類の指示について

- 必要な箇所に指示するマークがあるので、とても役立つと思います。

### 満足度（費用）

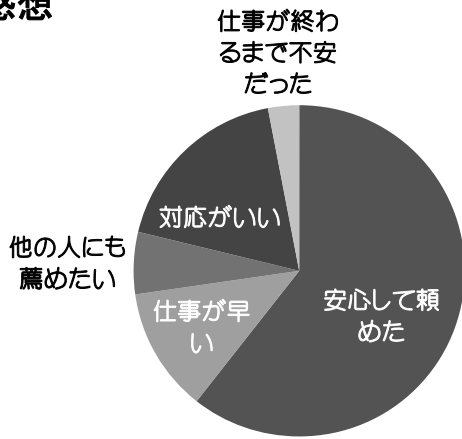


#### Q3 費用について

(お客様の声)

- お願いする方は費用が安い方がいいですが、比較したことがないので、どちらとも言えません。
- 基準となるものが分からないため、どちらとも言えない。
- これまでの経験から、リーズナブルだと思った。
- 思っていたより安かった。
- 費用などは分からないですが、安いくらいだと思います。

## 感想



Q4 今回、当事務所に仕事を依頼してみて、どのように感じましたか？

- ・難しいことをやさしく説明していただきましたので、理解できました。
- ・今までもお願いしているので、安心して頼めた。
- ・人からの紹介だったので不安でしたが、本当によくしていただき、ありがとうございました。
- ・また、色々相談に乗って下さい。よろしく！
- ・依頼した仕事の進捗状況が、日程表で確認でき、安心してお任せできました。

## 相続きほんの「き」 法定相続分クイズ

### 法定相続分って？

遺言を残される上で最初に押さえていただきたいのは、「遺言がないとき、誰が・どれだけ相続するの?」、これが法定相続分です。ご本人との続柄によって相続する割合が法律で定められています。

### 誰が相続人？

ひとくちに親族と言っても順位があります。家系図を思い浮かべてください。まず縦のラインを見てみましょう。下の順位に従い、相続人が決定します。ちなみに養子・養親も実親子関係と同じです。

- 1位 子ども
- 2位 直系卑属もいなければ直系尊属（父母。父母が亡くなっていれば祖父母のこと）
- 3位 直系尊属もいなければ兄弟・姉妹

☆配偶者はワイルドカード！（上記の誰が相続人になっても、一緒に相続します。もちろん一人でも）  
☆子どもが既に亡くなっていたら？ 孫が、孫が亡くなっていたらひ孫が…（直系卑属）、その地位を引き継ぎます。代襲相続と言われるものです。既に兄弟姉妹が無くなっている場合も甥姪が代襲しますが、再代襲（兄弟の孫以下）はありません。但し、養子縁組前に生まれた子は代襲相続人とはなりません。

### どれだけ相続するの？

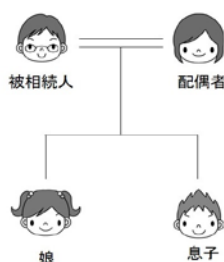
相続人が複数の場合、分け方のルールは簡単には4つ（民法900条）。

- ①配偶者と子どもが相続人→配偶者1/2、子ども1/2
- ②配偶者と直系尊属が相続人→配偶者2/3、直系尊属1/3
- ③配偶者と兄弟が相続人→配偶者3/4、兄弟1/4
- ④子ども同士、直系尊属同士、両親とも同じ兄弟同士（半血の兄弟とは2：1）など横のラインは頭割り。

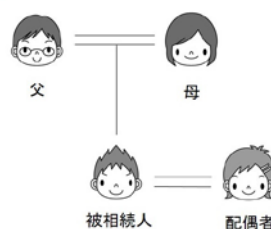
### まずは練習問題です

被相続人（今回はこの人の財産の行方を考えます）の財産は誰に・いくらずつ配分されるでしょうか？

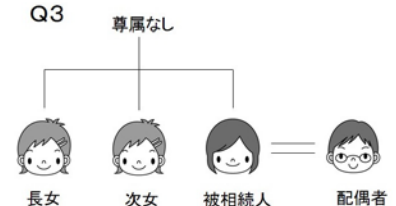
Q1



Q2



Q3



（解答は裏面・中段にあります）

## 遺言と法定相続分の関係

今までの話は、遺言を遺さなかった場合です。遺言書を作れば、誰に・どれだけ遺すか（親族以外にも可能です）自由に決めることができます。では、もし「娘に全財産を相続させるが、息子には一銭も遺さない」と遺言したら？ もちろんその通りに相続されるのですが、息子は「ちょっと待った！」と異議を述べられるのです。「法定相続分の半分は、もらえるはずだ。」と、主張することができます。

これを遺留分減殺請求と言います。もっとも、兄弟姉妹には遺留分はありません。

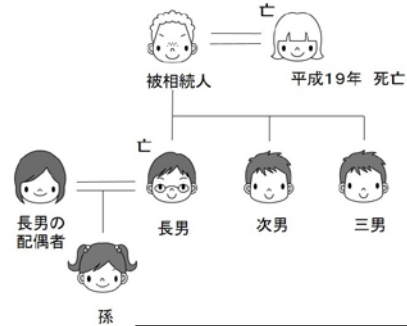
## テミス通信プレゼントクイズ

それでは上級編。右の図で、

問1 被相続人が平成24年に、  
長男が平成22年に亡くなった場合

問2 被相続人が平成22年に、  
長男が平成24年に亡くなった場合

平成25年に相続手続きを開始すると、  
被相続人の財産は誰に・いくらずつ分配されるでしょうか？



お名前

お電話

問1

問2

正解者には抽選で1名様に粗品を差し上げます。FAX（06-6365-1109）または郵送でこのページをお送りください。締切は12月20日必着とさせていただきます。

ご応募お待ちしております！（申し訳ありませんが、プロの方の応募はご遠慮くださいませ）

練習問題の解答

Q1 配偶者 1/2、娘 1/4、息子 1/4

Q2 父 1/6、母 1/6、配偶者 2/3

Q3 長女 1/8、次女 1/8、配偶者 3/4

## 佐井事務所 スタッフ紹介（拡大版）

今回のテーマは「スタッフが選ぶ感動映画」。どれも名作揃いです！



**ライフ・イズ・ビューティフル** (1997 伊)

人生は生きるに値するほど美しい ~どんな状況下にあっても~ ロベルト・ベニーニ演ずるユダヤ人の父親が、収容所にいる

間も、可愛い息子に、いつも「たっぷりの愛情」と「絶大な安心」を与え続ける姿に、本当の男らしさや強さを感じます。何度も見返したい感動の名作です。

(佐井恵子 司法書士)



**セント・オブ・ウーマン** (1992 米)

気難しい盲目の軍人を演じるアル・パチーノが、念願のアカデミー主演男優賞を受賞した作品。ひよんなことから関わりをもった名門

高校生との男の友情を描いたヒューマンドラマですが、なんといってもアル・パチーノが美女と華麗にタンゴを踊るシーンが印象的です。  
(山添健志 司法書士)



**サウンド・オブ・ミュージック** (1965 米)

小学校のコーラス部で劇中歌を歌って以来、何度もこの映画を見返しています。美しい音楽だけでなく、家族愛や戦争、人と

の別れ、そして新たな希望が詰まった映画で、ミュージカル映画の中で一番好きな作品です。マリアが雷を怖がる子供達に歌いかける My Favorite Things という曲のシーンがとて素敵です。  
(石飛佐和子 事務局)



**風と共に去りぬ** (1939 米)

子どもの頃、父に連れられて観に行きました。その力強い作品に感動したのもさることながら、生まれて初めてのインターミッションを挟む映画を最後まで観たという達成感に、少し自分が大人になったような感動がありました。(門垣佳代子 事務局)

## 会社の変更登記をしないと罰金！？ ～有限会社、任期の長い会社は要注意～

### 罰金を受けやすい会社

「罰金を受けやすい会社」とは、「登記を忘れやすい会社」という意味です。

役所は、登記が遅れていても、「登記をしないと罰金を受けますよ。」という通知をしてくれることはありません。自分の会社は自分でチェックしておく必要があります。弊所でも、通常の任期満了による変更登記は、登記漏れがないように、会社様に役員変更のご案内をお送りしています。

株式会社ですと、役員の任期は原則2年です。その場合、2年毎に役員の登記をします。代表取締役の住所移転や取締役の氏名変更があれば、そこで気がついて、登記を済ませることができます。ところが、定款で10年まで伸ばしている会社では、気がついたときには、9年が過ぎていたということにもなりかねません。

有限会社につきましては、役員の任期がないのでなおさらです。関与の税理士事務所様でも、社長様の住所移転は把握されていても、平取締役の住所等の変更は盲点となっているのではないのでしょうか。10年以上の懈怠も少なくありません。

私の感覚では、①有限会社、②役員任期の長い株式会社、③役員任期の短い株式会社、の順で高額の過料のご説明をすることが多いと実感しております。

### どれくらい登記が遅れると罰金がかかるの？罰金はどれくらい？

会社法では、登記の内容に変更が発生したときから2週間以内に登記をすることを義務づけられており、これを怠ると会社の代表者に100万円以下の過料が科せられます。実際に課せられる金額は遅れた期間に応じて1万円～数十万円と言われており、通常半年登記が遅れると過料は免れないという実感がありますが、保証の限りではありません。

過料の有無は法務局が判断して裁判所に報告し、裁判所が金額を決定することになります。やむを得ない事情があった場合には、法務局にその旨斟酌いただくお手伝いもいたしますが、なかなか難しいです。

なお、先ほどは、分かりやすく罰金と説明していましたが、正確には「過料」という行政罰で、刑事罰ではありません。そのため前科がつくといった心配は無用です。

過料の通知は、会社の代表者様自宅に裁判所より送られてきます。全額、個人で支払うものであり、会社の経費にはできません。

### そもそも、なぜ会社の登記だけ罰金があるの？

会社の登記制度は不動産のそれとは違って、その人の財産を守るといった趣旨はありません。会社の登記制度は、社会の健全な取引を守るために、国が会社に登記を義務づけているところがポイントです。

日本中の会社の登記簿は、誰でも手数料を払えば近くの法務局で取得できます。この登記簿には、会社の商号、本店、資本金、代表取締役の名前・住所……等が記載されています。従って、登記簿の内容には、取引の安全を守る上で、最新の情報が盛り込まれている必要があります。

登記制度の信用性を確保するために、行政罰をもって、最新の内容に常に変更するように促していると言えるでしょう。

御社の登記に関しまして不安な点がありましたら、一度ご相談ください。



(山添健志)

## 成年後見制度と遺言・相続セミナーのご報告

テミス通信9月号で告知いたしました、「淀川区高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 成年後見制度と遺言・相続の話」が11月12日、淀川区役所で行われました。前半は佐井によるセミナー、後半は講談師神田織音さんによる講談で、成年後見制度や遺言・相続について勉強をしました。

関係者の方も含め、138名もの方の参加がありました。

成年後見制度については、在宅の高齢者を支援する介護職の方が大勢いらっしゃると聞いていたもので、単身の高齢者世帯や、高齢のご夫婦が、詐欺や消費者被害等々で、大切な資産を失わないために有効な、「保佐」の活用を、特に力を入れてお話しさせていただきました。

また、一般の方も多数参加いただいていたので、婚外子(非嫡出子)差別違憲判決のその後や、テミス通信でのアンケート結果等をご紹介しながら、遺言の大切さをお伝えしてきました。

楽しみであった、神田織音さんのお話は流石でした。他人事ではない、5年後、10年後には、ご自身の問題と気づいていただくお話しぶりに、引き込まれました。

また、機会をいただきましたら、バージョンアップして、トライしてみたいと思っています。最後になりましたが、テミス通信の読者の方々にもご参加いただきました。ありがとうございました！  
(佐井恵子)



### テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

・2013年も、あと、ひと月と少しとなりました。

争い事も、どうしようかと先延ばしになっていた事も、「年内に解決してスッキリしたい！」と思うのは、今も昔も変わらないようです。

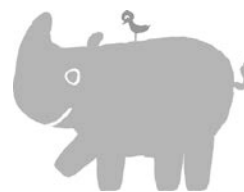
私どもも、年内に、出来上がりをご覧いただき笑顔で新年が迎えられよう、これからは頑張りどころと思っています。

・日頃、テミス通信の感想をいただいております。その感謝の意味も込めて、「テミス通信プレゼントクイズ」として、お答えいただいた正解者の中から、1名様に、心ばかりのプレゼントを差し上げたいと思います。

何が届くかはお楽しみ。当選者の方に喜んでいただけるものを選んでみたいと思っています。今から、楽しみにしています。

是非、ご応募下さい。

・急に寒くなりました。みなさま、お体ご自愛下さい。



(佐井)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>